

岐阜県議会議員選挙

～ 岐阜県の 確かな未来へ この一票 ～

●投票日 4月10日(日) ●投票時間 午前7時～午後8時

投票は私たち町民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、最大かつ基本的な機会です。今回の選挙は、向こう4年間の県政を託す代表者を選ぶ大切な選挙です。貴重な権利をむだにしないよう、みんなそろって投票に出かけましょう。

投票所	第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館
開票の日時 および場所	日時 4月10日(日) 午後9時 場所 笠松中央公民館大ホール
投票できる方	平成3年4月11日までに生まれた方で、平成22年12月31日までに住民登録をした方。
投票所入場券	4月1日発送、郵便ハガキの裏面が4人分の入場券になっていますので、切り離して投票所へお持ちください。万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。
期日前投票	投票日当日に仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。 期日前投票所で宣誓書兼請求書に記入していただければ投票できます。(入場券が届いていれば持参してください。) 期 間 4月2日(土)～9日(土) 時 間 午前8時30分～午後8時 場 所 笠松町役場 住民課ロビー
郵便による 不在者投票	身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便により不在者投票をすることができます。 ●身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹または移動機能の障がい1級か2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい1級か3級の方、免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級の方 ●戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹の障がい1級から第2項症までの方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい1級から第3項症までの方 ●介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方

※病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や一時的に遠方に滞在していて、笠松町以外で投票する方などは、従前どおりの不在者投票となります。

入場券が届かない場合など、詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問い合わせください。 ☎388-1111 内線226・227